〇右

規

則

監

理

課

:

六

(商工政策課)

:

 \equiv

公

告

収用委員会

県下

局域

:

 \equiv

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月十七日

青森県知事

三

村

申

吾

第四千二百九十九号

平成二十九年 五月十七日

この規則は、 公布の日から施行する。

示

青森県告示第三百九十五号

(医療薬務課) …

(障害福祉課) … 一

る 第一項に規定する救急病院でなくなったので、 次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことに 同医療機関は救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条 同令第二条第二項の規定により告示す

平成二十九年五月十七日

青森県知事 三 村 申

吾

医療法人雄心	名
心会近藤病院	称
青森市松原三丁目	所
日一三の二一	在
	地

青森県告示第三百九十六号

三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。 り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定によ (昭和六十二年

青森県規則第二十四号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則 (昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正す

別記第二の特記事項中「卡斑29年3月31日」を「卡豉30年3月31日」に改

附 則 める。

(財務指導課) … 一

告

示

規

則

目

次

○身体障害者福祉法による医師の指定……………………

畜

課) :: 二

(監

理 産

課) :: 二

同

: =

平成二十九年五月十七日

青森県知事
三
村
申
吾

田中	E	E
大	彳	5
弘前	名	勤
市立		務
病院	称	す
三弘	所	る
目市八大	在	病
の字 一大 町	地	院等
由整	11111	
(1) 形外科		
	扔	条
肢体	乖	¥
体不自	E]
元平・成	年	指
九一式	月日	定
	Ц	/L

青森県告示第三百九十七号

る。 家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示す 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により

平成二十九年五月十七日

青森県知事 \equiv 村 申

ヨーネ病	病の 種類 類
牛	種家 畜 類の
患畜	患畜、疑似
_	頭数
十和田市	発生の場所又は区域
デザル デザス ディスティ ディスティ ディスティ ディスティ ディスティ ディスティ ディスティ ディスティ アイ・ディスティ ディスティ アイ・ディスティ ディスティ ディスティ ディスティ アイ・ディスティ アイ・ディスティー アイ・ディスティ アイ・ディス アイ・アイ・ディス アイ・ディス アイ・ディス アイ・ディス アイ・ディス アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	年発 月 日生

青森県告示第三百九十八号

(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。 国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、 測量法

平成二十九年五月十七日

青森県知事 三 村 申

吾

作業種類

基本測量(一等磁気測量)

作業期間 平成二十九年五月八日から平成三十年三月三十一日まで

> 三 作業地域

青森県告示第三百九十九号

(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。 国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、 測量法

平成二十九年五月十七日

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

作業種類

基本測量 (電子基準点現地調査)

<u></u> 作業期間

平成二十九年六月二十六日から平成三十年三月十六日まで

三 作業地域 青森市

吾

弘前市 八戸市

黒石市

五所川原市

十和田市

むつ市 三沢市

東津軽郡平内町

東津軽郡外ヶ浜町 東津軽郡今別町

西津軽郡深浦町 西津軽郡鰺ケ沢町

中津軽郡西目屋村

北津軽郡中泊町

上北郡野辺地町

南津軽郡大鰐町

上北郡横浜町

公

告

青

三戸郡田子町 三戸郡五戸町 下北郡佐井村 下北郡風間浦村 下北郡東通村

上北郡六ケ所村

青森県告示第四百号

公示する。 項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により よる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定に 同法第百十二条第一

平成二十九年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

	下北郡東通村大字小田野沢字南通四一 川端 幸三郎
	下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五の三四二 克忠
小田野沢	下北郡東通村大字小田野沢字畑浦二一 川村 敏博
	下北郡東通村大字白糠字赤平三一八 沢田 吉司
	下北郡東通村大字白糠字鳥ノ沢三の二 伊勢田 啓吉
白糠	北郡
加入区の名称	発起人の住所及び氏名

大規模小売店舗の変更の届出

模小売店舗の変更の届出があったので、 項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成二十九年五月十七日

青森県知事

三

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

ラピア

八戸市江陽二丁目一四の一

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 橋本昭一八戸市江陽二丁目一四八戸市江陽二丁目一四八戸ショッピングセンター開	変更
	前
代表取締役 工藤潤八戸ショッピングセンターで	変
工藤潤四にシグセンに	更
ター開発株	後
完平 ・ 二 : こ :	年変 月 日更

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに 代表者の氏名

代表取締役 田村裕二 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二七株式会社やまと	代表取締役 橋本昭一八戸市江陽二丁目一四の一式会社 ボーター 開発株八戸ショッピングセンター開発株	代表取締役 大橋展晴一〇 東京都目黒区青葉台二丁目一九の株式会社長崎屋	変更前
変更なし	代表取締役 工藤潤八戸ショッピングセンター開発株八戸ショッピングセンター開発株	変更なし	変更後
	元平 ・成 ニ こ		年変 月 日更

代表取締役 江尻義久二七の一二十の一 正島県いわき市鹿島町走熊七本松株式会社ハニーズ	代表取締役 江戸幹雄 の一〇 宮城県仙台市若林区卸町一丁目二 株式会社エド商事	代表取締役 盛田明 八戸市八太郎五丁目二〇の二七 株式会社モリタ	代表取締役が前原俊彦八戸市大字番町三〇株式会社マエバラ	代表取締役 桐原信達マルフク一階 一六ハートビル 有限会社キリハラ	代表取締役 馬杉淳一一〇トーシンビル四階 中のトーシンビル四階 東京都渋谷区代々木四丁目三三の株式会社Ai	代表取締役 遠山直樹 ンドコープビル七階 東京都中野区新井二丁目一の一ラ 有限会社ワーカホリック	代表取締役(橋本博文 八戸市卸センター一丁目九の一株式会社橋文	代表取締役 丸山雅史 神谷町セントラルプレイス五階 東京都港区虎ノ門四丁目三の一三 エステール株式会社	代表取締役 吉田馨 二〇日本橋T&Dビル三階 京都中央区日本橋富沢町一二の株式会社パレモ	八戸市江陽二丁目一五の一八安田嘉高
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

代表取締役 犹守達幸 八戸市吹上三丁目二の三 かいがい かいがい かいがい かいがい がいがい かいがい かいがい かいが	代表取締役 一野邊克彦 岩手県二戸郡一戸町一戸字本町三一野辺製パン株式会社	代表取締役 藤田隆幸 イース 藤田隆幸 イース イース イース 藤田隆幸 イース	代表取締役 平野順造千葉県柏市若柴九一の三二株式会社仙台北辰	I	代表取締役 小泉輝美一四九 小泉輝美 小泉輝美 小泉輝美 からせ町神明前一四三の株式会社パセリー菜	代表取締役 依田修一目一〇六	代表取締役 岩崎全徹の九 一高津区千年九一〇 神奈川県川崎市高津区千年九一〇 株式会社アーバンクローズ	代表取締役 森川卓哉 秋田県大館市字桂城一三 株式会社インテレクション	代表取締役 松崎好雄目三の一四モンマビル三階東京都西東京市ひばりが丘北三丁株式会社ハーモニカ	代表取締役 小野寺太朗八戸市城下一丁目二七の五有限会社水晶堂
変更なし	変更なし	変更なし	代表取締役 平野幸助千葉県柏市若柴九一の三二株式会社仙台北辰	代表取締役 関上由美子岩手県久慈市川崎町一二の三ゲス 株式会社レーベル ホールディン	変更なし		代表取締役 角野宏明の一四千駄ヶ谷電子ビル三階WEの一四千駄ヶ谷電子ビル三階WE東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目一九株式会社ジュビリー	変更なし	変更なし	変更なし
			二九・三・二五	二八・一・一九		二八・九・一五	二九・三・一			

代表取締役 松橋孝一八戸市下長八丁目二の五有限会社ぱっちん	代表取締役 羽牟秀幸 NTT幕張ビル七階 NTT幕張ビル七階 一丁目六株式会社未来屋書店	代表取締役 湯浅義弘	代表取締役(白土孝高円寺ツインビル東京都杉並区梅里一丁目七の七新株式会社マックハウス	代表取締役 長谷川利夫 秋田県秋田市山王沼田町二の一カトレア株式会社	代表取締役 木内守東京都板橋区板橋三丁目九の七株式会社タカキュー	代表取締役 蓬田優子 (八戸市大字市川町下大谷地二九の八戸市大字市川町下大谷地二九の	代表取締役 松橋長英八戸市大字十三日町二六の二株式会社玉屋眼鏡店	代表取締役 前田秀夫青森市新町二丁目五の六株式会社丸啓	代表取締役 樽舘理子八戸市大字十三日町一有限会社クオリ	代表取締役 佐瀬守男富一丁目ビル四階 東京都中央区新富一丁目九の六新東京都中央区
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

四 届出年月日

平成二十九年四月二十四日

Ŧī.

届出書の縦覧

青場所

2

期間

3 時間

平成二十九年五月十七日から同年九月十七日まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。午前八時三十分から午後五時十五分まで

意見書の提出

六

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができこの公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

変更なし	表の島式 取二県 総六郡 和 で 市 ス
変更なし	代表取締役 矢野博丈四の一四
変更なし	代表取締役 高野昌司 の二四 の二四 おり 高野昌司 大大 高坂県仙台市青葉区中央二丁目二 京城県仙台市青葉区中央二丁目二 大
変更なし	パークヒルズ類家B一○二八戸市南類家二丁目一六の一三山崎博康
変更なし	代表取締役 渡邊恒幸
変更なし	代表取締役 東條方厚 三沢市中央町四丁目三の一八 会社 BURNING BLOOD株式

る。 1

提出期限

2 提出先 平成二十九年九月十七日

青森県商工労働部商工政策課

3

記載事項

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

収 用 委 員

公 示送達

書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二 公示送達を行う。 号)第四条第二項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定により裁決

平成二十九年五月十七日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

送達すべき裁決書の名称

平成二十九年二月二十七日付け裁決書(青収委第三十五号)

送達を受けるべき者

別表のとおり

送達すべき書類の保管場所

三

四 その他

その交付を受けることができます。 一の裁決書は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでも

別表

す。

の裁決書は、平成二十九年六月一日をもって送達があったものとみなされま

一番 一 県号

毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十五円四十四銭